

# 生徒指導提要の改訂について

## 児童生徒課

「生徒指導提要」は、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、平成22年に作成されました。近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。加えて、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等、関連法規や組織体制の在り方など、提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため、「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」を設置し、「生徒指導提要」について12年ぶりの改訂を行いました。

子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸張、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。

今般の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明を加えています。

また、新学習指導要領やチーム学校等の考え方を反映させるとともに、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等の考え方に関する記載についても記載の充実を図っております。

加えて、今回初の試みとして、現場の教員だけでなく、

教員を志す学生や学校内外の関係者等多くの方が読むことができるよう電子版テキストとして、昨年12月に公表いたしました。

電子版テキストとしたことで、文中のキーワードから関連する法令や通知等をすぐに関連することが可能となり、また、法改正や新たな通知の発出に合わせて随時該当箇所を更新することができるようになりました。さらに、今回の改訂にあたっては、利用ガイドを作成し、限られた時間の中でも、現場の教員が効率よく読めるよう工夫しております。（なお、生徒指導提要（改訂版）については、今後冊子版での販売を予定しております。）

### 生徒指導提要の使い方③

- 本文中には、記載内容の参考となる法令、通知、ガイドライン等の名称にリンクを貼り、当該法令等が閲覧できる外部サイトに飛ぶように設定しています。



これより、第4章から第13章の各章についてポイントを絞って解説します。

## ① 第4章 いじめ

いじめ防止対策推進法が成立して以降、各学校などにおいて、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下において、これまでの取組に加え、①各学校の「い

じめ防止基本方針」の見直しと共有、②実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、③全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導へのシフト、④いじめを生まない環境づくりといじめをしない態度や能力の育成がより一層求められています。

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導  
第4章 いじめ

✓いじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的な認知は進んでいるが、**いじめを背景とする自殺等の深刻な事案が後を絶たない。**

✓今後、次の段階として、  
①**学校のいじめ防止基本方針の具体的な展開に向けた見直しと共有、**  
②**学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、**  
③**発達支持的・課題予防的生徒指導への転換、**  
④**いじめを生まない環境づくりや児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付ける働きかけ**が必要。

2

第5章 暴力行為

暴力行為の発生件数は、中学校、高等学校において減少傾向にある一方、小学校においては増加傾向にあり、依然として多くの暴力行為が発生しています。そのため、教職員が一体となって、未然防止や早期発見・早期対応の取組、家庭・地域社会等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するほか、関係機関と連携していくことが重要です。

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導  
第5章 暴力行為

✓暴力行為の発生件数は、中学校・高校で減少傾向だが、**小学校では増加傾向にあり、全体としても、依然、暴力行為が多発。**

✓教職員が一体となって**未然防止**や**早期発見・対応**の取組を進めるとともに、**家庭や地域社会、関係機関等と協力・連携**して、**生徒指導体制を充実**させることが必要。

3

第6章 少年非行

非行が意味するものは多様ですが、校内の指導にとどまらず、児童生徒やその保護者の私生活も関係機関の介入の対象となります。そのため、まず非行の定義と手続きを正確に理解し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが求められます。非行に対しては、児童相談所、児童福祉施設、警察や少年補導センターと家庭裁判所、少年鑑別所など、様々な関係機関が持つ権限を意識することが重要になります。

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導  
第6章 少年非行

✓非行の態様は様々であり、**非行の定義と手続きを正確に理解**し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが必要。

✓**非行に関わる様々な関係機関が持つ権限を理解**し、効果的な連携を活用した取組が必要。学校は児童生徒理解と保護者との協働を前提に、**警察や福祉部局、司法機関等と連携し、生徒指導に当たる。**

4

第7章 児童虐待

児童虐待は、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼす可能性があることから、その対応に当たっては、被害児童生徒の自立を支援することまでが目的となります。児童虐待を発見する上で教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに児童相談所又は市区町村（虐待対応担当課）に通告し、福祉や医療、司法などの関係機関と適切に連携して対応することが求められます。

6

第9章 中途退学

高校における中途退学者の数は年々減少傾向にあり、中途退学の理由は様々ですが、一方で、生活、学業、進路に関する複合した問題の結果として中途退学に至ることもあります。特に、学業不振による中途退学を未然に防ぐためには、普段の教科指導に加えて、就業体験活動などを通じて、労働への適切な理解をもたらすことも重要です。さらに、中途退学後のフォローには、学校における取組のみならず、保護者の協力の下、地域若者サポートステーションをはじめとする関係機関と連携しながら取り組むことが考えられます。

第II部 個別の課題に対する生徒指導

第9章 中途退学

- ✓ 中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぐためには、生徒指導、キャリア教育・進路指導が連携して、生活、学業、進路のそれぞれの側面から**社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるよう働きかけ**。
- ✓ 学業不振による中途退学を防ぐため、普段の教科指導に加え、就業体験活動などによる労働への適切な理解をもたらすことも重要。また、**中途退学後のフォローは、保護者と協力し、教育支援センターや地域若者サポートステーション等と連携して**取り組むことが求められる。

8

7

第10章 不登校

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことが求められます。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意しながら、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえながら適切にアセスメントを行い、対応方針を定めていくことが重要です。

第II部 個別の課題に対する生徒指導

第7章 児童虐待

- ✓ 虐待を受けた経験は、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼすことがあり得ることから、**自立を支援することまでが目的**。
- ✓ **児童虐待を発見する上で、日々児童生徒と接する教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときは、速やかに児童相談所又は市町村に通告**。

4

5

第8章 自殺

「未来を生きぬく力」を身に付けるよう促す「命の教育」などの発達支持的生徒指導、「SOS の出し方に関する教育を包含した自殺予防教育」の課題未然防止教育、さらに、ハイリスクな児童生徒に早期に気付き関わる課題早期発見対応と、危機介入により水際で自殺を防ぐ、あるいは自殺発生後の心のケアを行う困難課題対応的生徒指導から、学校での自殺予防は成り立ちます。これらの取組を進めるために、教職員の児童生徒の心の危機の叫びを受け止める力の向上と学校内外の連携に基づく自殺予防のための組織的な指導・相談体制の拡充を図ることが、喫緊の課題です。

第II部 個別の課題に対する生徒指導

第8章 自殺

- ✓ 未然防止の観点からは、**安全・安心な学校環境を整え、未来を生き抜く力を身に付けるよう働きかけたり（発達支持）、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を行う（未然防止教育）**ことが重要。
- ✓ 自殺予防教育の目標は、児童生徒が、**自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付ける**ことの二点。
- ✓ 自殺の危険が高まった児童生徒に対して、**早期に気付き対応したり（課題早期発見対応）、専門家と連携して水際で自殺を防いだり、自殺発生（未遂・既遂）後の心のケアを行う（困難課題対応）**ことが重要。

5

第II部 個別の課題に対する生徒指導

第10章 不登校

- ✓ 不登校児童生徒への支援に当たっては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、**児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すに働きかける**ことが求められる。
- ✓ **魅力ある学校づくり**と同時に、不登校の**多様な要因や背景を適切にアセスメントして対応方針を定め、多職種の専門家や関係機関と連携して**チーム学校としての体制を整備することが重要。

7

8

第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があり、児童生徒へ指導や啓発を行う際には、こうした特質を十分に把握しながら進めることが肝要です。また、インターネットの問題は、トラブルが起きてしまうと完全に解決することが極めて難しいため、未然防止を含めて、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要です。

第II部 個別の課題に対する生徒指導

第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

- ✓ インターネットには、**匿名性、拡散性**などの特徴があり、こうした特質を踏まえて児童生徒へ指導や啓発を行うことが重要。
- ✓ インターネットの問題は**トラブルが発生してしまうと完全に解決することが困難**となるため、**未然防止を含め、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要**。
- ✓ **学校だけで取り組むことは難しく、関係機関と連携しながら対策を進めることが必要**。

8

9

第12章 性に関する課題

児童生徒を取り巻く性に関する状況において、性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性など様々な

課題が見られます。性に関する課題への対応においては、関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」として組織づくりが重要となります。

第II部 個別の課題に対する生徒指導

第12章 性に関する問題

- ✓ 児童生徒を取り巻く性に関する状況においては、**若年層のエイズ及び性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性など様々な課題**が見られる。
- ✓ こうした課題への対応に当たっては、**関連法規の理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心できる環境や相談体制の整備、チーム学校としての組織づくり**が求められる。

9

10

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあります。特に近年、それぞれの課題とその影響が目立って、関連する法律なども整備される中で、生徒指導においてもそのことを理解した上で取り組むことが強く求められるようになってきています。

第II部 個別の課題に対する生徒指導

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

- ✓ **発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景**などは、その一つ一つが**直接に学習指導や生徒指導上の課題となる**場合もあり、加えて、**4章～12章の各課題の背景**になる場合も少なくない。
- ✓ 近年、これらの課題に関連する法律や通知等の整備も進んでおり、そのことを理解した上で、生徒指導を行うことが強く求められている。

10